

平成 2 8 年度事業計画

一般社団法人兵庫県農業会議

農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設等、制度発足以来の大改革となる改正農業委員会法が本年 4 月より施行される。

今回の制度改正の目的は、農業の担い手の減少と高齢化の進行、農業生産額の減少や遊休農地の増加等、農業・農村を取り巻く状況が厳しさを増す中、これらの課題を克服し、昨年 3 月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づく「強い農業」と「美しく活力ある農村」の確立に向け、農業委員会組織が地域の実情に即した農地利用の最適化を実現することにある。

農業委員会組織は発足以来、「土地と人」対策を社会的使命として、地域農業の構造改革に取り組んできたが、今回の制度改正を踏まえ、①農地中間管理機構と連携した農地の利用集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進等による担い手の育成・確保等の農地利用の最適化について、組織一丸となって取り組み、期待される役割をしっかりと果たさなければならない。

このため、関係団体・農業委員会組織相互の連携をより一層密にし、改正農業委員会法に基づく農業委員会ネットワーク機構として、次の事項を重点として事業を実施する。

- (1) 新たな農業委員会制度の下での組織活動体制の整備・強化、改正農業委員会法の普及推進
- (2) 農地利用の最適化に向けた「人・農地プラン」の推進、農地の利用集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消対策、農地台帳の整備・公表等の取り組みの推進等、優良農地の確保と有効利用の促進
- (3) 認定農業者や新規就農者、農業法人や集落営農組織等、地域に根ざした担い手の育成と経営支援対策の推進
- (4) 農地中間管理機構関連 2 法等の普及推進及び農地制度対策、T P P 等の国際交渉対策等の農政対策の実施
- (5) 農政の普及推進及び農業・農村理解の促進等のための情報受発信活動

1 農業委員会組織活動体制の整備・強化対策の推進

新たな農業委員会制度に対応した農業委員会組織活動体制の整備・強化に資するため、改正農業委員会法の普及推進を図るとともに、農業委員会業務の遂行に必要な農業委員・農地利用最適化推進委員の確保と円滑な業務実施体制の構築、女性・青年等の農業委員会への参画促進、農業委員会事務局体制の整備・強化等の取り組みを支援し、農地利用の最適化に向けた農業委員会組織活動の確立を図る。

2 農地法等に規定された業務等の実施

農地法に基づく農業委員会からの意見聴取についての回答等、農地法その他の法令の規定により本会において実施することとされた業務について、現地調査の実施等を通じた厳正な処理を行うとともに、農業委員会における農地法関係業務の適正な処理について協力する。

3 農業委員会に対する支援事業の実施

新たな農業委員会制度への円滑な移行と農地利用の最適化に向けた農業委員会業務の効率的な実施等に資するため、農業委員会に対し次の支援事業を実施する。

(1) 農業委員会活動強化事業

担い手への農地の利用集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消対策等、改正農業委員会法に基づく農地利用の最適化に向けた取り組みを推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員等に対する研修の実施、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定及び実践のための助言・協力、農業委員会巡回による業務支援、活動優良事例等の情報提供等を行う。

また、「ひょうご女性農業委員ネットワーク」、農業委員会職員が組織する「兵庫県農業委員会職員協議会」の活動を支援する。

(2) 農地情報利用効率化事業

農地台帳の整備・公表業務の円滑な実施等のため、農地パトロール等を通じた農地利用状況調査や利用意向調査の的確な実施を推進するとともに、担い手への農地情報の提供等農地情報の収集・活用についての研修の実施や農業委員会巡回による業務支援、情報提供等を行う。

(3) 農業者年金事業

農業委員会の農業者年金受託業務の適正な処理のため、研修会等を開催するとともに、新規加入者のより一層の確保を図るための特別推進活動等を実施する。

4 優良農地の確保と効率利用促進対策事業の実施

「人・農地プラン」の推進や農地中間管理機構との連携による農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に資するため、次の事業を実施する。

(1) 優良農地確保・効率利用対策事業

ア 農地利用集積支援事業

農地中間管理機構関連2法の普及と円滑な実施推進を図るとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員等を対象とした「人・農地プラン」の推進にかかる研修会の開催等を通じて、農地中間管理機構と連携した担い手への農地の利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消や優良農地の確保・効率利用のための土地利用調整活動等を推進する。

また、農地情報公開システムの円滑な運営を図るとともに、法令の規定に基づき、農地に関する情報の整理及び提供等に関する業務を実施するほか、「農用地利用相談所」を設置し、農地の利活用の促進等のための相談活動の実施、農地情報等の提供を行う。

イ 耕作放棄地活用総合対策事業

農業委員会の農地パトロールの実施等による耕作放棄地の早期把握と有効活用等を推進するとともに、市町における耕作放棄地の発生防止・活用方針の策定等を支援し、耕作放棄地の解消や特産物生産等の推進を図るため、先進的な取組事例の収集・提供活動等を実施する。

5 認定農業者・新規就農者等の担い手に対する支援事業の実施

認定農業者等の確保、集落営農の組織化や経営の法人化をはじめとする担い手育成等に資するため、次の支援事業を実施する。

(1) 担い手育成総合支援事業

認定農業者の育成・確保等を図るため、認定農業者等を

対象とする研修会や地域農業再生協議会担当者等の研修会等を開催する。

また、経営の法人化を志向する農業者・集落営農組織の相談等に対応するため、「農業法人指導センター」を設置し、その支援体制を整備する。

(2) ひょうご担い手経営レベルアップ事業

ア ひょうご担い手MBA塾開設事業

企業的感觉で経営管理するなどの実践的で高度な知識を有し、農業経営モデルとなれる農業経営体を養成するため、中小企業診断士や税理士、企業経営者等を専任講師とする「ひょうご農業MBA塾」を開設する。

イ ひょうご農業経営レベルアップ事業

認定農業者の経営のレベルアップを図るため、次世代の担い手となる意欲ある若手農業者のチームや集落営農組織との連携によって、新たな農業ビジネスプランを企画・実践する取り組みを支援する。

(3) 農業経営力向上支援事業

農業経営の法人化や集落営農の組織化等を支援するため、法人化等の経営発展をめざす認定農業者・集落営農組織、経営の多角化をめざす農業法人等を対象に研修会を開催する。

また、中小企業診断士や税理士等の専門家を派遣し、農業経営の法人化等についての指導・助言等を実施する。

(4) 集落営農組織育成総合対策事業

ア 集落営農活性化塾開設事業

集落営農の組織化を推進するため、集落営農リーダー等を対象とした講義や視察研修を実施する「集落営農活性化塾」を開設する。

イ 集落営農後継者育成塾開設事業

集落営農組織の後継者の確保を図るため、経営管理や会計知識等に関する講義・研修等を実施する「集落営農後継者育成塾」を開設する。

ウ 集落営農広域パートナーシップ支援事業

単独では組織化が困難な小規模集落について、近隣集落と共同での組織化や既存組織への参加のための合意形成等の広域連携を図るため、研修会の開催や先駆的な集落営農リーダー等による支援活動等を実施する。

(5) 農業施設貸与推進事業

経営の多角化や高収益化等をめざし、先進的な技術・設備を備えた施設園芸に取り組もうとする農業法人や農業への参入企業、新規就農者等に対し、研修会や新規就農相談会、相談活動等を通じて、農業施設貸与制度の活用を推進する。

(6) 新規就農者確保対策事業

ア 新規就農コーディネート事業

将来の兵庫県農業の担い手となる新規就農者を育成・確保するため、「ひょうご就農支援センター」を設置し、地域就農支援センターが実施する新規就農者の育成・確保及び経営の安定化に向けた取り組みの支援、就農支援のためのコーディネート機能の充実・強化を図るとともに、支援情報の共有化を促進する。

イ 新規就農相談事業

「ひょうご就農支援センター」に相談員を設置し、就農支援関連情報の収集、新規就農希望者への情報提供・相談活動等を実施する。

ウ 新規就農者確保育成加速化事業

(ア) ひょうごde就農サポート事業

県外からの新規就農希望者に対するサポート機能を強化するため、東京及び大阪の新規就農希望者を対象とした臨時就農相談窓口の設置や説明会等を開催する。

(イ) ひょうごの農トライアル事業

農業法人等へのインターンを希望する新規就農相談者等の増加に対応するため、県内の先進的な農業経営者のもとでのインターンシップ研修の実施について支援する。

(ウ) 雇用就農者独立支援事業

農業法人等における雇用就農者の独立支援を図るため、農業法人等が実施する新規就農希望者を対象とした雇用・研修の実施について支援する。

エ 農の雇用推進事業

農業法人等への就業や雇用就農者の独立就農を促進するため、全国農業会議所が実施する「農の雇用事業」の普及や事業実施にかかる現地確認等の業務を実施する。

6 農業・農村の活性化のための普及推進活動等の実施

農業・農村の活性化と持続的な発展に向け、農地制度対策、新規参入の促進等担い手確保対策、都市農業振興対策等についての普及推進を図るとともに、農政の基本確立対策やTPP・EPA等の国際交渉対策等の農政対策を実施する。

また、関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出等、農業・農村振興のための意見の公表や国民・県民の農業・農村理解を促進するための諸対策に取り組む。

7 農業に関する情報の収集・提供活動の実施

広く農業・農政及び農業委員会関係の情報の収集に努め、機関紙「兵庫農政情報」、農業委員会組織全国紙「全国農業新聞」等による情報提供を行う。

また、農地対策や農業委員会活動の基礎資料とするため、田畑売買価格や農作業料金等の調査を行う。

8 農業経営者組織等の活動支援事業の実施

農業者の自主的な組織である「兵庫県稲作経営者会議」、「兵庫県農業法人協会」、「兵庫集落営農組織ネットワーク協議会」等の事務局を担当し、その運営に協力するとともに、会員の経営確立の取り組みを支援する。

9 その他

次の諸活動を行う。

(1) 顕彰の実施

各種顕彰会において優秀な農業者等に褒賞を授与するとともに関係機関・団体に褒賞を推薦する。

(2) 関係機関団体会議等への参画

関係機関団体に構成員として参画するほか、要請に基づきこれら関係諸会議に出席する。